

港湾運営会社を指定した件

(平成二十九年九月二十二日)

(国土交通省告示八百四十九号)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)附則第三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法第四十三條の十一第一項の規定により、平成二十九年九月一日付けをもって、名古屋港及び四日市港における埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法附則第三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法第四十三條の十一第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 港湾運営会社の商号及び本店の所在地

イ 商号

名古屋四日市国際港湾株式会社

ロ 本店の所在地

名古屋市港区港町一番十一号

## 二 意見書の処理の経過

意見書の提出なし

## 三 当該港湾運営会社の指定の理由

1 名古屋四日市国際港湾株式会社の埠頭群の運営の事業の内容は、名古屋港港湾計画及び四日市港港湾計画に適合するものであると認められる。

2 1のほか、名古屋四日市国際港湾株式会社は、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3 名古屋四日市国際港湾株式会社は、埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

4 名古屋港埠頭株式会社が所有し、名古屋四日市国際港湾株式会社が借り受けて運営する埠頭と埠頭群とを一体的に運営することは、埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。

5 以上により、名古屋四日市国際港湾株式会社は港湾法第四十三条の十一第一項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を名古屋港及び四日市港における埠頭群を運営する者として指定

०२७